



事 務 局 長 中 村 睦 書

記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年2月随時会議を開催いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

2月随時会議の議事日程案につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、2月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、5番、武井正広議員、6番、前田せつよ議員の兩名を指名します。

日程第2 議案第4号 開成町都市計画マスタープランを策定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。都市計画法第18条の2第1項の規定による都市計画に関する基本的な方針を定めるため、令和27年を目標年次とする開成町都市計画マスタープランを策定したいので、本案を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第4号 開成町都市計画マスタープランを策定することについて。

開成町都市計画マスタープランを策定する。よって、地方自治法96条第2項及び開成町議会基本条例第9条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出、開成町長、山神裕。

それでは、次のページを御覧ください。

開成町都市計画マスタープランの提案内容の詳細につきまして、お手元のファイル番号01、開成町都市計画マスタープランに基づき御説明をさせていただきたいと思っております。

説明に入る前に、大変申し訳ございません、ここで訂正を1つ、させていただきたいと思います。PDFが全体で67ページになってございますので、PDF番号でお伝えをさせていただきます。67分の64、下段番号49ページになります。中段に「①まちづくりの」とございますが、正しくは「まちづくりに」、「に」です。ね、「の」を「に」に変換していただきたいと思います。訂正していただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、お配りをさせていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まずは、PDFの番号で67分の4、4ページにお戻りいただければと思います。

まずは、目次の部分になります。

本都市計画マスタープランにつきましては、全5章で構成されております。第1章で計画の役割や目標年次を示し、第2章でコンパクトな都市構造の維持や防災、安全など7つの都市づくりの課題を整理しております。第3章では、第六次開成町総合計画に掲げられている新たな将来都市像、「人と地域が輝き、笑顔あふれる持続可能な都市・開成」と合わせ、第2章で整理した課題を踏まえた都市づくりの基本目標を提示し、8つの分野別都市づくりの方針を示しております。第4章では分野別、地域別の構想を詳述し、第5章で実現に向けた推進体制やPDCAサイクルによる計画の適正な進行管理を示しております。

それでは、67分の8ページから9ページにわたる第1章、計画の策定に当たってについて御説明をさせていただきます。

本計画は、都市計画法第18条の2に基づき本町の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、開成町における都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を示し、都市づくりの整備等の方針を策定したものでございます。

本計画は、第六次開成町総合計画の都市計画の基本方針として一定の役割を果たしていくものでございます。現行の開成町都市計画マスタープランは、平成27年2月に平成19年3月に策定した計画の中間年次として改定し、本町の秩序ある発展と全国的にも類を見ない人口増加を支える大きな指針となっておりました。しかしながら、改定から約10年が経過し、目標年次であります令和7年度が目前に迫る中、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、3つのポイントに基づき見直しをさせていただいております。

1つ目は、人口動態の大きな転換、総合計画など上位計画の変更です。本町は現在もなお人口増加を続けておりますが、本町といえども将来的には減少局面に入ることが予測されており、いかにして持続可能な都市を維持していくかが問われております。

令和7年3月に策定した第六次開成町総合計画と歩調を合わせるとともに、令和7年11月に告示された第8回線引き見直しにおける開成都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等と整合を図り、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業、足柄産

業集積ビレッジ構想などを踏まえたものでございます。

2つ目は、激甚化する自然災害への対応です。令和元年の東日本台風の教訓を忘れてはなりません。町民の生命を守るため、洪水浸水想定を都市計画に反映させることは行政の喫緊の責務であると考えております。

3つ目は、集約型都市構造など、まちづくりに関する分野の施策を見据えたものでございます。

この3つのポイントに基づき、令和27年度、すなわち今から20年後の2045年を見据えた新たな都市の羅針盤として本計画を策定するものでございます。

続きまして、第2章に移ります。

○議長（山本研一）

長時間の説明になりますので、着座で結構です。

○都市計画課長（柏木克紀）

御配慮いただき、ありがとうございます。それでは、着座にて御説明を続けさせていただきます。

67分の10ページから19ページの第2章、これからの都市づくりに向けて（都市づくりの課題）です。ここでは、本町の現状を冷徹に分析し、将来に向けた7つの都市づくりの課題を抽出しております。

67分の12に移ります。1つ目の課題は、県西地域の副次拠点としての持続的な発展でございます。開成駅周辺の利便性は、地域の拠点であり、周辺市町との広域的な連携を深めつつ、県西地域全体の活力を牽引する副次拠点としての魅力をさらに磨き上げなければなりません。

2つ目の課題、コンパクトな都市構造の維持・形成です。本町の特徴である歩きたくなるような空間や環境づくり等を進め、町民アンケートの結果にも見られるとおり、暮らしやすさを支える生活利便性の高い集約型都市構造を維持していく必要があります。

続いて、67分の14、3つ目の課題、安全・安心なまちです。近年、全国的に頻繁化、激甚化する豪雨や大規模地震など、自然災害への備えとしての酒匂川の氾濫リスク、内水氾濫リスクを正しく認識し、ハード、ソフト両面からの都市防災・減災に向けた取組、地域コミュニティと連携した防犯や交通安全を含めた安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

次に、67分の15、4つ目の課題、環境負荷の少ないまちです。豊かな水と緑の自然環境を次世代に引き継ぐため、豊かな自然環境の保全や活用、そして再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。

続いて、67分の16、5つ目の課題です。効率的に管理された既存都市ストックです。公共施設の老朽化に対し、ファシリティーマネジメントの視点から、施設の長寿命化や複合化、最適化を戦略的、計画的に維持していくことで、安全で効果的な都市基盤の確保に取り組んでいく必要性があります。

次に、67分の17、6つ目の課題、賑わいと活力のあるまちです。開成駅周辺

は、商業施設等の立地が進み町民の日常生活の中心であるとともに、快速急行が停車し小田原をはじめ広域的な交通利便性に優れていることから、県西地域で小田原に次ぐ拠点としてのにぎわいと活力の創出が求められています。

また、足柄産業集積ビレッジ構想に基づく取組も進められており、地域特性に応じた土地利用を進めていく必要性があります。

令和9年度には山北スマートインターチェンジの供用開始が予定され、また、都市計画道路和田河原開成大井線が国道255号まで延伸されるなど、これら沿道の活性化も期待されているところであります。

このような地理的特性や交通利便性を生かした就業の場づくり、地場産業の活性化等、都市の活力向上につながる土地利用の展開、誘導を図るとともに、情報処理技術等の新たな技術の導入による効果的で利便性、快適性の高い町など、にぎわいと活力のある町の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

67分の18、7つ目の課題、参画と協働によるまちです。町民、事業者、行政が自分たちの町は自分たちでつくるという当事者意識を共有し、多様な主体が輝く総合的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

次に、PDF67分の20ページから67分の45ページまで、第3章、都市づくりの目標と基本方針（全体構想）について御説明を申し上げます。

PDF番号で67分の22、下段の付番では11ページを御覧ください。都市づくりの目標及び将来人口フレームは、第六次開成町総合計画と整合を図りつつ、令和14年度の将来目標人口を2万人と想定し、都市づくりの目標を「都市の成長と環境との調和、煌めく未来へ、コンパクトタウン、かいせい」と定め、県西地域の成長を持続的に支え、集いの場、働く場としての都市の魅力を高め、安心・快適な暮らしを実現し、固有の資産を生かしながら、その実現に向けて町民や事業者、行政などが協力しながら都市づくりに取り組んでいきます。

67分の24にあります将来都市構造におきましては、県西地域としての広域的な構造や本町の都市構造、さらには都市づくりの目標を踏まえ、拠点、軸及びゾーンの3つの要素から構成し、拠点は都市機能を支え、軸は拠点やゾーンをつなぎ、ゾーンは土地利用の区域とし、個々の都市計画の方針や施策の展開につなげていきます。

PDF67分の26、下段番号では15ページになりますが、第2章で抽出いたしました将来に向けた7つの都市づくりの課題に対応し、都市づくりの目標である「都市の成長と環境との調和、煌めく未来へ、コンパクトタウン、かいせい」を実現していくため、8つの分野別都市づくりの方針を展開していく模式図を表させていただきます。

次ページ以降、8つの方針について説明をさせていただきます。

まずは67分の27、土地利用の方針についてです。基本的な考え方は、コンパクトな市街地の維持、形成を基本とし、無秩序な市街地の抑制、用途区分に応じた適正な土地利用の誘導などを進め、方針1では、みんなが安心して快適に住み、働

くことができる市街地を形成するとともに、方針2では、良好な自然環境・景観やまとまりのある農地を保全することとし、67分の29ページで土地利用方針図を表させていただきます。

次に、道路・交通体系の方針では、広域都市圏内や町内における円滑な移動を支える幹線道路網の形成、町民の利用を考えた区画道路、歩行者ネットワークの整備、交通安全施設などの道路関連施設の整備、公共交通機関の利便性の向上を進め、歩行者も車両も安全かつ円滑に移動できる環境を形成することとしております。

方針1では、円滑な都市活動や町民生活を支える効率的な道路網を整え、方針2では、安全・安心である区画道路や歩行者・自転車空間を整えるとしております。方針3では、環境に優しく利便性の高い公共交通を確保する、方針4では、官民連携による道路維持管理や活用を進めるとし、67分の33ページで幹線道路体系図を図示させていただきます。

67分の34ページから始まる公園・緑地に関する方針では、基本的な考えを公園の整備と体系的な配置、長寿命化や修繕も含めた適切な維持管理などを推進するとともに、水と緑の保全に合わせ各家庭や公共施設などの緑化を進め、水や緑に囲まれた潤いのある町を形成するとともに、方針1では、誰もが憩い、楽しむことができる公園づくり、方針2では、水と緑があふれ、潤いのある街並みづくりとし、本町のアイデンティティーであります水と緑を最大限に活用いたします。

4つ目の景観に関する方針では、方針1、豊かな自然的環境を守り、育てる、方針2、魅力ある都市景観をつくる、方針3、歴史・文化などの地域の景観資源を守る、方針4、町民、事業者、行政などの協働による景観づくりを進めるとして、基本的な考え方である良好な自然的景観を守りながら魅力ある都市景観を創出し、美しく本町らしい景観を形成します。

67分の38では、公園緑地・景観の方針図を表させていただきます。

5つ目の分野別都市づくりの方針は市街地整備に関する方針で、市街地の計画的な整備の推進により、定住促進や住環境の改善、産業振興などを推進するものとしております。方針1として住環境形成に資する市街地整備を進める、方針2では、産業振興に資する市街地整備を進める、この2つの方針とし、駅前通り線周辺地区土地区画整理、継続的な住宅地の受皿となる南部第3地区、足柄産業ビレッジ構想に見られるように、住宅系市街地や産業振興に資する市街地整備を進めていきます。

67分の40で市街地整備に関する方針図を示させていただきます。

67分の41、6つ目の方針で、その他の都市施設等に関する方針といたしまして、方針1では、下水道の整備などによる生活排水対策を進める、方針2では、公共施設などを体系的に配置するとし、基本的な考えといたしまして、下水道の整備、公共施設の充実と体系的な配置を進め、町民がより安心・快適に暮らせるための生活基盤を整えるとしております。

67分の42、7つ目といたしまして防災に関する方針としております。方針1では、災害に強い市街地を形成する、方針2では、避難路を確保・整備する、方針

3では、水害などの災害を防ぐ、方針4では、災害後の速やかな復興に向けた事前準備を進めるとし、方針5では、災害後の迅速な対応を図るとしております。地震や水害、土砂災害などに対する安全性を高め、災害に強いまちづくりを進めるとともに、被災後の速やかな復興に向けた取組を進めております。

67分の44では、8つ目として環境に関する方針を示しております。方針1では、公害等から環境を保全し、良好な環境を形成する、方針2では、廃棄物の適正処理、資源の再利用を進める、方針3では、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、グリーンインフラを推進するとし、良好な環境を保全するとともに公害等による環境悪化の抑制、資源の再利用、再生可能エネルギーの活用等を推進し、環境への負荷の少ない環境共生、循環型のまちづくりを進めるとしてしております。

67分の46から第4章、地域づくりの目標と基本方針（地域別構想）になります。

地域別構想とは、町全体の都市づくりの方針を示した全体構想を踏まえ、地域の特性に応じた地域づくりの方針を示すもので、本町を将来都市構造で設定した「くらしゾーン」、「ふるさとゾーン」と2つのエリアに区分し、さらに、その1つの「くらしゾーン」を都市型居住区域と新都市拠点区域に区分し、地域別構想を策定いたしました。

まずは、田園居住地域の将来像を「自然的環境と農地が調和した田園居住地域」とし、良好な自然的環境と農地の調和とともに、地域資源の保全、活用、連携により、ふるさとを感じられる田園居住地域を形成します。また、農業生産環境と調和した農村集落として道路や下水道などの基盤施設の整備を進め、田園風景と調和した質の高い生活環境を実現します。

地域づくりの方針を土地利用、道路・交通、公園・緑地、景観、下水道などの生活基盤施設、地域資源、防災、環境に分類して整理をさせていただいております。

67分の52ページに地域づくりの方針図を表させていただいております。

次に、都市型居住地域（くらしゾーン）では、将来像を「行政・文教機能の集積と質の高い住宅地を形成する都市型居住地域」とし、行政・文教拠点を形成し、多様な都市機能が調和した利便性の高い市街地環境を形成します。

こちらの部分につきましても、67分の56ページに地域づくりの方針図を表させていただいております。

次ページ、67分の57では、新都市拠点地域（くらしゾーン）では、将来像を「県西地域の副次拠点として、賑わいと活力のある新都市拠点地域」とし、便利で快適な暮らしを支える商業、業務、サービスなどの都市機能の集積を図り、ゆとりがあり安全で快適な市街地整備を推進し、質の高い住環境を形成するとともに、産業機能の誘導により活力のある地域づくりを推進します。

67分の61に、この地域の地域づくりの方針図を示させていただいております。

67分の62から、第5章、都市づくりの実現に向けて（実現のための方策）を記載させていただいております。

全体構想及び地域別構想において示してきました方針に基づき、適切に都市づくり、地域づくりを推進するための基本的な考え方を示しております。協働によるまちづくりの推進とし、都市づくりや地域づくりは、行政だけではなく、町民や地域、事業者等が担い手となって、お互いに連携・協力しながら進めていくものです。お互いに役割を理解し、協力し合う協働のまちづくりを進めます。

また、今後、高齢化の進行や、これまでのような人口の増加傾向が緩やかになってくることなどから、政策的経費に投入できる財源は減少することが予測されます。そのため、まちづくりに関する事業や施策を展開するに当たっては、限られた財源の中で、より効果的・効率的な事業推進を図ります。

なお、都市計画マスタープランは、これらのまちづくりの基本的な方針を示すものであり、個別の事業や施策について具体的なものを示すものではありません。事業の施策の展開に当たっては、都市計画マスタープランに基づき、まちづくりに関する分野の個別計画との調整、連携を図りながら、都市計画法をはじめとする関係法制度を適切に運用し進めていきます。

都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを計画的に進めていくためには、都市計画分野だけではなく、道路・交通、公園・緑地、景観、環境、住宅、防災などの様々な分野が協力し合いながら総合的に取り組む必要性があります。

本町では、県道や河川など県主体で整備、管理されている広域的インフラが町の都市骨格を形成しています。また、本町の市街地は周辺市町と市街地が連担していることから、都市づくりを進めていくに当たり、国や県、周辺市町と連携・協力しながら取り組んでいく必要があります。今後のまちづくりを計画的かつ総合的に進めるため、庁内における推進体制を充実するとともに、国や県、周辺市町との連携強化を図ります。

67分の67、最後のページに記載のとおり、都市づくりの目標の達成や将来都市構造の実現のためには、各種施策や事業を計画的に実施することが重要になります。そのために、PDCAサイクルによりまちづくりの推進状況を評価し、計画の適切な進行管理を進めます。おおむね5年ごとに客観的な指標を用いて施策の効果を測定し、その結果を速やかに公表するとともに、必要に応じて計画の軌道修正を行う生きた計画として運用してまいります。

なお、最後になりますが、本計画の策定に当たりましては、庁内策定委員会を6回、そして都市計画審議会を3年間、計6回開催し、令和8年1月19日に答申をいただいております。

都市計画審議会からいただきました答申の内容といたしましては、本審議会は令和6年9月17日に開成町長から開成町都市計画マスタープランの改定の諮問を受けました。審議では、町民意見の反映としてパブリックコメントや説明会の実施状況、また、第六次開成町総合計画の政策内容の反映等を踏まえた目標年次における改定として検討いたしましたところ、その内容は適切なものと認めます。

この答申により、開成町都市計画マスタープランが都市計画の基本的な方針とし

て、都市整備のハード施策だけではなく、まちづくりのソフト施策についても総合的に推進され、将来都市像の実現に向けて、町民、地域団体、事業者等が主体的な参画と協働の下、着実に実行されることを強く期待しますと答申を受けております。

以上、議案第4号につきまして、大変長い説明となりましたが以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

開成町の、ちょっと余談になりますが、いじめ防止キャンペーンに同意しましてピンクのシャツを着てここにおります。よろしく願いいたします。

御説明、ありがとうございます。まず、本計画につきまして、町民の声の吸い上げについて伺います。説明の最後のほうにパブリックコメント、説明会を開催したとありましたけれども、パブリックコメントは数件届いていますが1名からということ。また、説明会の参加者も、私も参加しましたが、議員を除くと数名と決して多いとは言えない数でした。

御説明の中で当事者意識のあるまちづくりという話もありましたが、計画策定の必要な過程において、町民の声の吸い上げは十分だったのか、その件について御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

都市計画マスタープランにも表を使わせていただいておりますが、町民の中で無作為な1,500人から、アンケートの調査を送付させていただきまして、いただきました回答を基に計画をさせていただいております。

また、規定に基づきましてパブリックコメント等、また、町民説明会も2回開催させていただいておりますので、しっかりと手順に沿って実行されたものとして認識をしております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

実際、必要な手順に沿ってというお言葉がありました。実際、日頃から道路の整備や農地の保全といった都市計画に関わることや行政そのものに関心が強い方々に、私のほうから都市計画マスタープランが更新時期であることやパブリックコメントの募集が終了したということをお伝えすると、意見が決してなかったわけではなく、

知らなかったという方が大変多かったです。二桁ですね。1人、2人の話ではありません。お知らせ版に載せただろう、ホームページにも載っているし、見ていないので仕方ないで過ぎてしまうのは、寄り添った対応とは言えないのではないのでしょうか。

特に、農振地域に住む方々からは、更新時期が分かっていることなのだから、自治会の総会に町長が来たときでも、こういうことがあるから、ぜひ皆さん、御参加くださいなどとおっしゃっていただけたら、町長がおっしゃることなら、みんな耳を傾けている、総会はいい機会だったという声がございました。

町長に伺いますが、このような声を受けて、重要な過程を踏むべき都市計画マスタープランの町民の声の吸い上げ方について、御所感を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問、ありがとうございます。事この計画の改定段階における直近1年とか2年とかにおけるプロセスは、課長から説明させていただいたとおりです。これは3回目の改定になりますけれども、また、ほかの市・町においても、計画のみ切り取れば、そのようなプロセスになるのではないかなとは思いますが。それが十分かどうかということに関しましては、議論の余地があるのかもしれませんが。

私が申し上げたいのは、その他もろもろ、いろいろな機会が実際あります。例えば、まちづくり町民集会で、今年は1回でしたけれども、去年は14自治会を回らせていただきましたし、おとしは2回、町民プラザで開催させていただいたり、あとは、おっしゃるような総会。総会も全部回ると1か所10分ぐらいしかいられませんので、そこで意見交換というのは限られるのですけれども、そういった場とか。

あとは、本当に各課で日々いろいろな課題において取り組んでいること、そこで町民の声に耳を傾けることは、計画にも当然反映はされております。あとは、私も「町長への手紙」というのを一昨年の4月に始めさせていただきましたけれども、現在200ぐらいは多分いただいておりますし、全てに何らかの反応はしておりますけれども、そこでも都市計画マスタープランに関わるような話というのも相当程度あります。

よって、一部繰り返しになりますけれども、アンケートにしても、計画についてというところですが、日々の活動の中で町民の皆さんの声ということは様々なところで拾う努力はしておりますし、拾わせていただいた上で、その内容が反映されているものと思います。

また、個別に、例えば、おっしゃったような事例でいいますと、何事においても言っちはちょっと語弊があるのかもしれませんが、届かないことに対する批判というのは甘んじて受けますけれども、そこは、まさに我々も当事者意識を持ってまちづくりに参加していただきたいという願いは強く持っておりますが、何で

もかんでも、待っていれば何か情報が入手されるというふうにも受け止めていただきたくないところは本音ではあります。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

ちょっと、今のお話を聞いて、御高齢の方々にとっては冷たいのではないかと、やはりそういった思いは拭うことができませんでした。発信し、受けて待っているという御説明だったかと思います。

20年後を見据えた非常に重要な計画です。特に農振地域の方々、ふるさとゾーンと計画上ではなっていて、これは継続ですけれども、20年後の田んぼを守れるのかというのは大変切実な問題です。財産に関わる話であり、日頃から所管課にも農地保全の不安の声は届いているはずです。実際、あなたの財産の話ですよと寄り添う気持ちがあれば、地域に入って都市計画の更新ということを前置きしての話合いを経て、素案に盛り込んでいくことが必要と考えています。都市計画更新に当たり、それをどこまでやられたのか。今の御答弁ですと、そこまではやられていないように理解しました。

単に都市計画の話抜きにした意向調査を基に作成した地域計画、農地、これからどうするのですかという意向調査の計画だけで協議は終わっていたのではないのでしょうか。各担当課との情報共有だけではなく、十分に横断的な議論がそこにあっただのかを含めて、改めて御所感を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほどの答弁は若干、すみません、表現が適切でなかったかもしれないのですが、こちらから情報提供、こういうことをやりますよということを、どこまで細かく、どこまで個別にといいますと、限界があるということは御理解いただければなとも思います。

あと、都市計画マスタープランに関しましては、あくまで都市計画、すみません、文字どおりなのですけれども、の計画でありまして、その他、農地に関しましては地域計画であったり、その他の計画並びに事業がございますので、都市計画マスタープランにおいて、特に、調整区域であったり農業振興地域における、それぞれの町民の皆さんの御意向とか御意見とか事情とかについて、どこまで細かくといいますと、ちょっとこの計画には内容的にもそぐわない、一部、対象にならないような分野もあろうかと思っております。清水議員が声を拾われた方とこの計画とがどこまで直接的に関与しているかというところは、若干分からないところがあります。

取りあえず、以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

関連、3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。

ただいまの同僚議員の御質問の中で、町民の意向の吸い上げということについて問題意識を示されたかと思うのですけれども、私も計画を見ていて、町民アンケート結果というところが一部記載されておりますけれども、町民の意向調査の結果というものにつきまして、分析というか、どういった町民アンケートを取って、そして、どういう内容だったのかということについて、ちょっと説明がはしょられているような印象を私は受けました。その辺の考え方について、担当課としてのお考えをまずお示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

アンケートにつきましては、無作為で1,500人の方を抽出しておりますので、こちらについては、誰が、どのようなところでは、こちらでは把握ができないところではございます。

ただ、アンケート結果につきましては、記載を何ページかにわたって載せさせていただいております。下段のページでは4ページ、6ページ、いろいろなところに、下のところに都市計画マスタープラン、町民アンケート結果（令和6年3月実施）というところで集計したものは記載はさせていただいておりますので、こちらについて、アンケート結果が適正に反映できているものとして、都市計画課はこちらに記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

いや、町民アンケート結果に基づいてマスタープランが当然策定されていると思うのですが、前回の平成27年の都市計画マスタープラン、これを見ますと、同じように第2章というところにおきまして、これからの都市づくりに向けてということで、町民の意向調査の結果というものを詳細に分析をして、そして、プラス町の総合計画のアンケート結果も合わせて載せて、町民がこういったことに課題感を持っていますよということがはっきりと明記されているのですけれども。

今回は、課長が先ほど言われたように第2章のところではちょこちょここと、何かちょっと言い方はあれですけど、取ってつけたかのような、おまけみたいな感じで載っているの、やはり平成27年のマスタープランと比べますと町民の意向というものが見えてこない。アンケート結果がしっかりと見えてこないと私は感じるの

すけれども、これについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

前回、平成27年につきましては、確かに記載はさせていただいたかと思えます。ただ、今回の都市計画マスタープランにつきましては、当然、構成のものはお考えをさせていただいた中で、本文の中では抜粋した形では取り上げさせていただきました。ただ、公表しないということではなく、巻末の部分で資料としては載せるつもりではおりますが、本文の中では要点を絞った中で表として表させていただいたものとなっております。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

いや、多分、恐らく資料編という形で、総合計画もアンケート結果を資料編のほうに資料の附属資料として載せているのですけれども、やはり町民アンケートですから。1,500人の方にやって、どの程度の回収率があったのか、その辺は分かりませんが、私は、いや、課長の分析、要するに、しっかりと町民アンケートの結果、これだけの回収があってというのをしっかりと本編の中に、本文の中にきちんと明示をして、それで、ああ、町民はこういったことに課題を持っているのだということをしっかりと強調した上で、その上での施策展開だと私は思うのですけれども、その辺の考え方を。資料編に持ってくるというのが、何か後づけのような感じが私はするのですが。これはしっかりと本編のほうに載せるべきだと私は思うのですけれども、担当課のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきます。

今回につきましては御意見のとおり載せるべきだということもあるかと思えますけれども、総合計画、第六次総合計画にも準じて資料編として載せるというところで、都市計画マスタープランも体裁を新たにつくり直したところがございます。ただ、公表しないということではございませんので、ただ本文の中に載せるか否かというところであれば、都市計画マスタープランも第六次総合計画に合わせて整えさせていただいたということになっております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

PDFのページで31ページになりますけれども、防災に関する方針ということで、方針1が災害に強い市街地を形成するということがあり、2つ目が避難路を確保・整備するということがあります。その前のページ、前ページには、都市施設等に関する方針の一番最初のところに下水道の整備というのが出てきます。が、国立環境研究所のホームページを見ても、防災に強い排水ということになると浄化槽のほうではないかということが上げられていますので、その辺りの。PDFのページで今は申し上げています、今、すみません。その辺の整合性というか、その辺をどう捉えられているか。これは地域防災課の考えを伺いたいと思いますが。

○議長（山本研一）

地域防災課と言っていますけど、環境課長でいいですか。

○10番（山下純夫）

はい。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

申し訳ございません。浄化槽の関係という形ですので、若干、環境課のほうでもお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃっているとおり、浄化槽に関してでいうと、最近の災害において復旧が早いとか、そういった部分での浄化槽でのいろいろな意見があって、いろいろな防災上での取扱いの中では意見が出ているということについては、環境課としても承知はしているところでございます。

この中でいうと、1つには災害時でのトイレ環境の整備だとかの部分で考えた中でいうと、決して浄化槽だけがいいというわけではなくて、例えば地震という中で申し上げますと、浄化槽でも宅内での配管、管路があった中で、地震によって管路が潰れてしまうとか、いろいろな形があった中でいうと、そこは必ずしも災害時すぐでの対応という形でいうと、浄化槽はどうなのかなということもございます。

この中でいうと、総合的な中で防災安全等を含めた中でいうと、いろいろな対応等が、担当課を含めて、また環境も含めて対応はしているというところがございますので、あえて、この中でいうと、浄化槽に脚光を浴びてというところまでは記載していないという現状でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

個々の方式でいうと、それぞれ、どんな場合においても一長一短はあると思うのですが、それぞれの方針のところ、そこら辺りの整合性。特に、私、さっき避難路のことについて申し上げたのは、能登半島の地震のときにマンホールが隆起してしまって車も通れないということもあったので。

どちらかという、これから先、小さな町の中で整備していくには、費用面等々、一遍にやらずに徐々にやっていけるということも含めて、都市計画という中では、もしかすると浄化槽のほうが有利かもしれないとも考えるので、その辺の、あえて下水道とされたところの2つの項目にわたる整合性の確認というのをされたかどうか。それぞれ一長一短あるのは分かっていますので、その辺りの経緯について、もう一重御説明いただければと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、お答えさせていただきます。

下水道事業、やはり都市計画事業でございます。それに基づいてアクションプラン等を作成してございまして、整備は都市計画も含めてという形で下水道の整備を推進させていただいておりますので、下水道という記載が強く出ているといったところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。

これまでの北部、中部、南部というエリアから、旧北部は「ふるさとゾーン」、そして中部、南部は「くらしゾーン」、そして「くらしゾーン」の中で2つに分けられた今回の計画になっておりますが、旧中部地区について、全体像について伺いたいと思っております。

本計画では、旧中部地区を行政・文教機能を有する「くらしゾーン」と位置づけています。しかし、将来像が全体的には抽象的であり、具体的戦略が十分に見えてはきませんでした。旧中部地区では、生活道路の狭隘化、町道201号線の未整備区間、南部地区の商業機能の集中、そして既成住宅地の高齢化といった構造的な課題があるかと思っております。

また、中部地区を単なる現状維持エリアでなく、どのような将来像で再設計していくのか、また、町道201号線の拡幅整備は都市構造上の骨格道路としてどの程度の優先度を持っていくのか、南部への商業集中が進む中で中部の生活の利便性をどのように確保していくのか、こういった具体的な課題もあります。

個別の事業の詳細は個別計画で示されていくことは承知しておりますが、中部地

区の今後について、維持、継続だけではなく具体的な再生戦略をお持ちなのかどうか、町長に伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、これまで明確に3つに分けていたところを、そこまで明確ではないような考え方に修正しました。それは、まさに今、井上議員が質問されたような中部地区という切り取り方をすること自体も、これからは考え方としては我々としても少しずつ変わっていきたいなと思っております。なぜならば、今まで南部と中部ということで分けておりましたけれども、ほぼ、その境が、境というのは、物理的な境と内容的な違いが現実的になくなってきているという事実を踏まえて、そのような考え方に変えていこうとしておるわけです。

よって、中部地区を将来どうするとか、中部地区の将来像はということは、そこを切り取って考えていくような方向にはありません。よって、もちろん公共施設をどうするであるとか、201号をはじめとする町道を今後どうするということは、個別には当然、町民の幸せと開成町のたゆまぬ発展、町の持続性を高めるために、どうしていくかということは当然考えておりますし、今後も引き続き考えていきますけれども、殊さら、そこだけを切り取ってという考え方ではなくなっております。ということ、まず、お伝えしたいと思っております。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

旧中部地区に特化した戦略的な計画というものは、現時点では存在しないということで認識しました。また、その部分だけではなく、全体像を見ながら町全体の発展を見ていくということでも承知いたしました。

そんな中で、次は教育長にお伺いしたいのですが、旧中部エリアを文教エリアとして今後発展させていくという方針が示されております。本計画では旧中部地区を行政・文教拠点と位置づけておりますが、しかしながら、学校施設の老朽化や人口構成の変化を踏まえた中・長期的なビジョンが示されておられません。

私、以前の一般質問のときに、開成小学校の今後について、どうされるのかという質問をさせていただいたときに、明確な答弁がいただけないときに「ノープランなのか」と大変失礼なことを言ってしまいましたが、当時、教育長は、中・長期的な計画の中で、そこはしっかりと判断していきたいとおっしゃられておりました。そんな中で、旧中部エリアを文教の拠点と位置づけたところから、開成小学校の今後、あるいは町民センターの文化活動の拠点としての今後について、教育長のビジョンを伺いたいと思っております。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

前の質問の中で私がノープランに捉えられるような回答しかできなかったことは、まず、おわびしたいと思います。具体的なプランといいますのは、学校教育や生涯学習に関しましては、個別に今回の都市計画のマスタープランと同様に教育の振興基本計画がございますので、それにのっかって進めているというのが現状でございます。

その中では、具体的な、今後学校をどうするのかというのは触れてはございませんが、私の考えとしては、まずは目の前にいる子どもたちの幸せ、先生方のためということが第一でありまして、将来像としては、町の学校ですので、町民の皆さんの意見も十分に聞きながら、これからの構想を考えていかなければいけないと思っています。

具体的に、選択肢としては様々な選択肢があると思っています。例えば小・中を一緒にした一貫校をつくるのか、そういったことも含めた中で、様々な選択肢の中で、開成町にとってはどういった方向に持っていくのがいいかというのを常々考えております。

あとは、一貫校もそうですけれども、特に、これからの子どもの数ですね。子どもたちの数の推移も見ながら、学校をどうするのかというのは考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今回も、びしっと、こういう方針だということ示してはいただけなかったのですが、やはり今後の計画の中で文教の拠点として旧中部エリアを進めていくのであれば、明確な方針をぜひ教育長には示していただきたいと思いますので、また、いつか同じような質問をしたいと思いますので、そのときには何か方針を示していただけたらと思っております。

あわせて、スポーツの件に関して少しお伺いしたいのですが、アーバンスポーツと旧中部地域の活性化についてということでお伺いいたします。本計画では公園の多機能化や多世代利用が示されていますが、若年層を引きつける具体的な政策としてアーバンスポーツについての検討を進めるということが示されております。

アーバンスポーツといっても様々ありますが、ぱっと思いつくものであれば、スケートボード、BMX、スリー・エックス・スリー、バスケットボールなどが思い浮かぶところであります。こういったスポーツは、環境整備がちゃんと整っていないと苦情の原因になるスポーツだとも思っております。私自身、10代の頃、できたばかりの水辺スポーツ公園でスケボーをやっていて、何のルールも違反もしていないのに警察を呼ばれたという経験が何度かあります。

そういった中で、都市の魅力形成や若年層の定住推進の要素としてアーバンスポーツというものに行政が取り組むというところは注目されている事業かと思います。検討を進めていく中で、これが水辺スポーツ公園に導入された場合、同じ文教エリアの中というところで、文教エリアと連動したスポーツ、教育、交流の拠点の生成ができるのではないかと考えております。

まだ、これから検討する段階というところは重々承知しておりますが、アーバンスポーツについては、こういったものが含まれて計画の中に検討を進めるとして記載されたのか。また、検討の先にある展開について、現状で何かイメージがあればお示しを願いたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの井上議員の御質問にお答えいたします。

アーバンスポーツにつきましては、今、神奈川県でも施策として大分、力を入れて、市町村と一緒に普及に取り組んでいこうという動きをしているところでございます。開成町につきましては、先ほど井上議員がおっしゃって列挙されたスポーツ、まさに県の取り組んでいるアーバンスポーツとして名前の挙がっているものが、ほぼ全て挙げたところなのですが、その中でもスケートボード、こういったところができないのかというところで検討はしてきているところでございます。

ただ、スケートボードにつきましては、県内、特に、近隣自治体でも先行して山北町さんが導入しているところもありまして、そこでの活用状況、それと同じような施設が近隣に点在してもというところで、今、状況を見ながら考えていこうという段階にあるというところで、私のほうでの答弁とさせていただきます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

40ページです。2の都市型居住地域（くらしゾーン）、開成町のちょうど中央部に位置します。行政・文教機能の集積と質の高い住宅地を形成すると書いてあります。

41ページには、その中央のところに公園、真ん中の四角ですが、公園・緑地というところに、一番最初のところに、地域住民の身近な公園として、規模や誘致距離などの配置基準に基づき、開成小学校のグラウンドによる代替などの検討も視野に入れながら、地域の中央部に近隣公園を配置しますとあります。

町の中央部、ここを意味しているところなのですが、この開成町役場、そして開成小学校がある、この地域、下延沢地域には公園が現在ありません。特に、お子さんや高齢の方にとって大きな道路を渡らずに歩いて行ける公園があることは、居

場所、健康、安全の観点から大変重要なことだと思っております。

そこでお尋ねしますが、今回の都市マスター計画を作成する上で、町の中央部に位置する下延沢地区に公園がない現状をどのように評価したのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

記載をさせていただいたとおり、各地域に1個つくるということで、これは記載をしているものではございません。都市計画としては、全体的なバランスを見て配置計画等を定めた上で記載をさせていただいております。

下延沢に大きな公園がないというところに関しましては、当然ながら承知はしてございますが、全て、こちらにも記載をさせていただきましたとおり、開成小学校のグラウンドという部分も当然ながら子どもたちが集える場所としては可能などころではございますので、大きな道を渡らなくても行けるような公園を全ての自治会に配置するという計画では都市計画としては考えてはございませんので、その部分に関しましては記載をしております。

ただ、全体的に見ますと、43ページ、下段のページの43ページには、公園が必要であろうと、計画して配置をしていこうというところでは、緑の大きな丸で、点々の丸で記載はさせていただいておりますので、将来的にこの辺りに公園を造っていきたいという気持ちはあって記載はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

下延沢地域の方々から下延沢地域は公園がないんだよという声をいただきましたので、質問させていただきました。

開成小学校のグラウンドを代替として位置づけるという記載がありますが、それは、例えば、長期の休暇中だとか学校が終わった後の時間だとか利用時間が限られるものなのか、それとも日常的に地域住民が憩える空間としての活用を想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

今、御質問にありましたように、いわゆる学校が開かれているときは、基本的には、これは屋外運動場としての利用になりますので、やはりその時間帯を使うこと

は難しいと思います。ただ、放課後ですとか土曜日、日曜日。ただ、土曜日、日曜日も、いわゆる少年スポーツ、野球であるとかサッカー、こういったもので使っている場合もありますので、そこはお気をつけいただいて、鉄棒ですとか、うんていですとか、そこにあります遊具等をお使いいただくことは可能だと考えてございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

マスタープランの改定に当たりまして、現マスタープラン、こちらのほうをどのような評価、見方をしてマスタープランの改定につなげていったのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

先人がつくっていただきました平成27年度の都市計画マスタープランの計画に基づいて、開成町は人口が増加し続けておりますし、みなみ地区の開発も終わりました。そして、開成駅の快速急行の停車までつながってきたプランだと思っております。ですので、その計画を踏まえて今後の20年を、それからさらに飛躍するために今回の都市計画マスタープランはつくったというところで私たちは考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

そして、今、時代の流れ、また社会情勢の変動等、またICTの発展とかがありますけれども、この辺をどのようにというか留意してマスタープランに当たったのか、その辺のお考えもお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきます。

やはり20年たてば、いろいろなテクノロジーというのは進化してくると思っております。ですので、適切に、そのものを採用しながらまちづくりを進めていく、まちづくりを維持していくことは必要だということで、その思いは、ごめんなさい、どこのページでその記載をしたということはございませんけれども、しっかりとICTの活用とかという部分では言葉は入れさせていただいております。です

ので、時代とともに新たなものは活用しながら都市運営をしていきたいというところは考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。

また、様々な方針を示されておりますけれども、こちらの実現に向けて、記載もありました財源等もございますけれども、この辺を実現するに当たって順序立てですね。総合計画にもある程度事業を記載されている部分はありますけれども、ほかの細かい部分とか、そういったところの方針、どのような順序立てで考えていかれるのか、その辺の町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

やはり総合計画に基づきながら、まちづくりだけではなく、ソフトの部分についても適切に取り組んでいかなければ、開成町が発展し続ける、また開成町を維持していけるとは思っておりませんので、予算立て、バランスを見ながらしっかりとやっていきたいというところがございます。やはり基盤を整備しながらまちづくりを発展させなければいけない、この難しい問題をしっかりと解決するためには、私たち都市計画課だけではなく全庁的な、財政も含めて協力しながら進んでいかなければ実現しないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

ファイルのページで49から50ページになります。PDFのページですと36から37ですね。旧北部地域、今現在で言うと、ふるさとゾーンのところのお話になります。実質37ページになるのですがけれども、以前の私の質疑でふるさとゾーン、私、住まいが金井島地域なのですけれども、現在浄化槽です。下水道の整備はいかがでしょうかという質疑をさせていただいたことが過去あります。明言はされていないのは分かっているのですが、あまり明確な前向きな回答ではなかった記憶があります。

ふるさとゾーンのところの、あえて「下水道などの生活」、「などの」なので下水道に限っての話ではないのは十分、分かっているのですが、あえてふるさとゾーンのところ「下水道などの」というところを文言として入れた狙いとい

うか、計画というか、そういったものが。なぜ、ここに下水道が入ってきたのかなというところが、ちょっと私、すごく違和感がありまして。

私、個人的には下水道の整備はしてほしいとは思っております。ただ、各居宅の間が離れている現状もありますし、整備等々、費用がかかるというところも十分認識はしていますが、あえてここで「下水道」という言葉が入ってきたのは、どういった意図があるのかというところを少し教えていただけたらと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

大変、下水道整備にはお時間がかかっているのが現状でございますが、ただ、北部地域においても下水道整備計画には載っておりますので、そちらの計画が、まだ、当然、それを全て整備するといった方向で今は動いてございますので、今回も「下水道」という言葉は記載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。何十年後かになるか分かりませんが、期待して待っております。よろしいですかね。大丈夫ですかね。

ちょっとお話を変えさせていただきます。一番最後のページ、P D C Aサイクルのお話がありました。おおむね5年ごとの国勢調査等々を踏まえてというところなのですけれども、昨年10月に国勢調査がありました。国勢調査の回答の反映がされるのが本年の5月以降というところ、実質7か月後ぐらいというところが相場かと思っております。全部の情報が多分出そろうのは今年の年末ぐらいまで、実質6年を超えているという状況がございます。

ここ、最初のところに、すみません、戻らせていただきます。ファイル、すみません、P D Fのページで8ページになります。おおむね20年後を目標としというところが、目標年次のところですね、「おおむね20年後（令和27年）とします」というところで、これ、中・長期、長期、中・長期、短い短期というところだと考えると、長期の部分で20年後、中・長期で10年後、短いところで5年後という認識、私は、そう書いてあるのだろうなという認識は取ったのですけれども、ただ、一方で、今、世の中の市場の動きが、多分、5年、10年、20年というサイクルには合っていない気がします。

総合計画も、もともと長い期間だったものを8年計画に短縮した経緯もございますので、5年、10年、20年というのは1つの目安としてというところはあるのですけれども、車のモデルチェンジ、マイナーチェンジみたいな形で一部変更とか、そういったことも考えていらっしゃるのか、少しお示しいただければと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

当然ながら目標年次は20年でございますが、やはり世界情勢、世の中の情勢も変わってきますので、おおむね10年で今まで見直してきたところがございますので、今回も適正な、PDCAを繰り返しながら、今、議員おっしゃられるとおり、中期的には10年後にはもう一度、中身を見直し改定する可能性は当然ながらあると認識はしております。

以上です。

○議長（山本研一）

先ほどの関連質問、失礼しました。1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

PDCAの話がございましたので、あとは前計画からの流れというところで関連の質問をさせていただきます。PDCA、P、Plan、計画、DはDo、実施、CはCheck、評価、AはAction、計画見直しの検討というところですよ。

パブリックコメントの中で、このような質問がございました。PDCAの話があるが、5年、10年の課題や都市計画道路の未整備区間に対する評価等が必要ではないかと。それに対する答えが、定量的な分析や事業の進捗も把握した上で課題を整理しているということでした。要するに、こちらの計画上はこれからの方針を示しておりまして、課題は社会的背景なども含め、詳細に当たっては課のほうで把握されているということだと理解しています。

前回の平成27年度策定の都市計画マスタープランをしっかりと見直したということで、これまでの約10年間ありました間、町の姿のどこがどう、特に変わったと実感されたのか。策定されながら実感されたところからの御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、みなみ地区の平成27年度以降、町が完成し、住んでいただいて、車また歩行者の動態も変わってきたことは認識をしております。また、中央通りができたことによって地域との幹線が活性化されて、開成駅の乗降客数も増えてきたということは認識しております。また、紫水大橋が開通して、その後、左岸道路にもつながりましたけれども、そのような状態の中で成熟してきて、開成町の東側のロータリーを利用されていることも確認はさせていただいておりますので、そのような状況をこの10年間、平成27年度以降、見た中で今回の計画はつくらせていただいております。

今回のPDCAの中では、それを踏まえてどうしていくのかというところで、今、

現状は駅前通り線というところにも着手しながら、どのように幹線をつくっていくかというところでは計画に移っているというところだと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

計画は机上のものですけれども、そこに伴う人々の動き、動線、それらを把握されての今回の計画ということで認識いたしました。

それに見直しというところからのつながりで、30ページに道路整備についての話があります。円滑な都市活動や町民生活を支える効率的な道路網を整えるというところの2つ目の丸の2行目ですね、都市計画道路の必要性を再検証という記載がございます。下に一覧で段階構成ごとの道路整備の方針として、これからこういう道路の整備をしていくよと詳しい説明があるのですけれども、説明の文章の中の都市計画道路の必要性の再検証という文に関しては、どのようなお考えで、また、どのような今後の含みがあり加えられたのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

開成町におきまして都市計画決定した後、都市計画道路、昭和41年等に計画はさせていただいて、現在着手できていない場所もございます。当然ながら、昔ありました生駒線というところに関しましては、都市計画道路を見直して、都市計画決定を外して道路の築造はやめた箇所もございます。

今回も、当然ながら山北、小田原に抜ける道として中央通りの部分も書いてございますが、将来にわたって、これから人口が減っていく中で、20年後まで昭和40年につくった計画を維持していくのかということに関しては、しっかりと考えた上で都市計画道路を整備していくということは必要かなというところを考えまして。しっかりと見直していく、当然ながら、この言葉はあれかもしれませんが、造らなくて代替ができるものが補完できていれば、あえて造らないという方向性もあるのではないかとこのところで、このような記載はさせていただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

基本的に、この計画は20年計画であり、見直しがされるとしても10年後なのですけれども、前例を基にしますと、なので、この見直し期間、10年間の間に、それら再検証の場を設ける、議論を設ける、そのようなお考えでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

都市計画道路につきましては、開成町の中で完結して絵は描いてございます。ただ、広域的に捉えますと、当然ながら小田原市、南足柄市につながらなければ道路としての役割は果たせていないというところは考えておりますので、その部分に関しましてしっかりと検証していく。また、神奈川県も、その役割を担いながら検証していくということは必要だと思っておりますので、今回、このような記載はさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

関連、9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

まさに私も今のところが気になっておりまして、まさかそういうことではないだろうなというところが、ちょっと悪い方向に進んで。今、中央通り線、山北開成小田原線というところでの町の考えが今、示されましたけれども、やはり県でも酒匂東宿、西宿というところの中で、その間に入っている都市計画道路ということで、何となくそういう感じもしたのですが、でも、開成町にとっては、私は非常に大事な道路、都市計画道路だと思っております。

何か今、私の答弁で受けた印象だと、ちょっとマイナスというか後ろ向きなイメージになるのですが、逆に、南足柄、北は山北、また南側では小田原と連携をして、この都市計画道路は、ぜひ、私は前向きに町として取り組んでいきたいと思っておりますけれども、再度、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

では、私のほうから。何か若干、言葉のあやというか、誤って受け止められてしまったような感がありますけれども、具体的に中央通りの北進につきましては一生懸命取り組んでいきます。実際に取り組んでおりますし、今の段階ではまだ申し上げられないのですが、県においても、そこら辺の一定の評価を得られる方向性にあるということもお伝えしながら、かつ、我々も、以前お話したかもしれませんが、民間の住宅開発におきまして都市計画道路山北開成小田原線の対象エリアに入っているところを町が実際に購入しました。

要は、そういった行為は、申し訳ないのですが、今まではなかったと思っています。要するに、何をお伝えしたいかということ、そこは、時間はかかると思うのですが、北進に向けては取り組んでおりますし、今後も引き続き取り組ん

でいきます。お願いします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

すみません。私、ちょっと聞き間違えたというか、でしたね。これからも前向きに取り組んでいただくということですね。欲を言えば、できるだけ早期にということをご期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほどの御質問ですけれども、再検証するというごことは、これは時代の変化に合わせて常に何事においても見直していくという意味での「再検証」という言葉を使わせていただいたと私は受け止めております。よって、具体的に、ここの道路を今後、具体的には、やめるとか何か修正するというごことが、ここの時点で具体的にあるわけではないと受け止めていただければなと思ひます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

2万人というベースのところについて少しお話を伺いたひと思ひますけれども、これは、この70年間、開成町が計画的にまちづくりを進めてきたからこそ、ずっと人口が増えて、さらに、ここでアクセルを踏んで2万人という想定が総合計画、そしてマスタープランでも出てきたと。その根底にあるのは、基盤整備がずっとうまくいってきたと認識しております。全国から様々な議会の皆さんが開成町議会にもお越しいただき、そのときに人口の話をして、皆さん、どこも驚かれます。

そういう中で、今回、都市計画マスタープランの中で、今、1万8,700人から、あと1,300人増やしていこうと想定していく中で、どういふ地域に人口、人が住んでいただくようなイメージとして、今、全体計画は想定されていますか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきますと思ひます。

ページでいきますと下段のページ44ページ、45ページに記載はさせていただきますが、新都市拠点地域、くらしゾーンの中で住居系のところでは、南部第3地区は鉄道との近接性を生かし、都市機能の誘導や、それを支える幹線道路等の都市基盤と優良な住宅を供給するための土地区画整理事業の事業化を推進しますと記載をさせていただきます。ですので、今回、ここの部分に当然ながら焦点を当てながら2万人というところの基盤をつくっていきたいというところでは、計

画の中で記載はさせていただきました。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

今のお話ですと、今、現状進めている駅前通り線関係のところと開成南小学校の南側と想定されている南部第3地区のところ、住居、基盤整備を進めながら2万人を目指していくということですね。そうなったときに、いわゆる南部第2地区というところが想定されているわけです。その表現が、例えば48ページですと人口動向に合わせた南部第2地区の整備、それから28ページですと南部第2地区、商業系や住居系市街地の開発を検討していきますとあります。

いわゆる、どのエリアかといいますと、イメージとしては福祉会館からどんぐり会館までの中央通りを挟んだふわんとしたエリアと認識しておりますけれども、ここは、今回のマスタープランの改定の中で、もう少し具体的に私たちがイメージするために、もう少し説明いただけないでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

第3地区も含め第2地区につきましても、明確にこの位置を線を引いて記載できる場所では現状ではありませんので、今、議員おっしゃられるとおり、中央通りから東側、そして中央通りを挟んだ西側の一部とかという部分に関しては、当初の計画の中では第2地区として捉えていたと思っております。

ですので、当然ながら第3地区、第2地区も、これからの人口動態等、また、開成都市計画、整開保と呼ばれているものも神奈川県と調整しながら位置の特定はしていけないと、なかなか、このエリアの確定というか限定というか、位置の明確化というのはなかなか厳しい状況かなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

幾ら元気のいい開成町といえども、今のお話ですと、現状進めている駅周辺や駅前通り線、それから開成南小学校の南側のいわゆる第3地区ということですか、あとはビレッジ構想の辺りということが今回すごくイメージできていますので、そういうことを見据えながら、第2地区というのも人口動態を見ながらしっかり検討していくという認識でよろしいということですね。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、しっかりと動態を見据えながら次のステップに進むというところで考えております。

第3地区につきましては、令和7年11月に指し示されました整開保の中では、保留フレームとして開発、市街化区域編入に向けた動きができる地域としては指定はしていただきましたので、これを踏まえながら、次の線引きと呼ばれる第9回線引きに向けて、第2地区をどうしていくのかというのはしっかりと考えていかなければいけないかなと思っております。ですので、それを考えるに当たっては、やはり一番重要なのは人口の増加という部分も大きな要因となっていきますので、しっかりと基盤整備をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

町長、何かありますか。町長。

○町長（山神 裕）

南部第2地区、牛島地区周辺ですけれども、町民の皆さんがまずもって何を求めるかにもよりますけれども、仮に町の持続性が高まるという意味で人口が増える、増え続ける、もしくは減らない、国として人口減少が想定以上のペースで進んでいる中で、そういったものが前向きな目標として設定されるとすれば、駅前通り線の後の南部第3地区。

さらに、南部第2地区の市街化というものに対するニーズが仮に強まれば、ニーズが強まればというのは、まさに柏木が申し上げたとおり人口動向によってはというところになるのですけれども、もし、そのような展開になるとすれば、開成町の魅力が、もう近隣及び全国的にも非常に評価されて、ここに住みたいと、住み続けたいという人があふれかえるようなことになろうかと思えます。

我々は、当然、そのような展開はありがたいことだと思いますけれども、まずは駅前通り線と南部第3を一生懸命やりながら、一部、柏木が申し上げたことの繰り返しになりますけれども、南部第2地区についても様々な可能性を視野に入れながら人口動向を踏まえた上で冷静に判断をし、まちづくりの計画というものを、さらに先になりますけれども、30年か40年か50年かという話になりますけれども、描きながら、今、目の前にある事業に一生懸命取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

議員の皆さんに伺いますが、まだ質問のある方は挙手を。

それでは、ここで暫時休憩したいと思います。再開を10時50分といたします。

午前10時40分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時50分

○議長（山本研一）

引き続き質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

58ページの中段に公共系とあり、福祉会館について記載がございます。福祉会館は福祉拠点ということですが、これについては審議会の中でも、また説明会の中でも、審議会においては異議に近い形の疑問の声がありました。説明の中では質問がありました。

どのようなものかといいますと、町唯一の多目的ホールがあり、なぜ、そこで文化芸術分野、生涯学習分野での利用促進がなされないのか、文化拠点ではないのかということ。また、質問についても、開成町の町の文化祭をしているのだから、実態は福祉と文化、どちらの拠点でもあるのではないか。これについて町側の答えは、都市計画マスタープランの機能分類は、その建物の設置目的に合わせており、担当課と調整して記載していますということでした。そのために、何の変更もなされないままの記載となっております。

設置目的に合わせているということから、福祉会館が設置された当時、1995年、平成7年、約30年前の5月号の「広報かいせい」を確認いたしました。「町福祉会館が完成」と見開きのページに大きく縦に書かれており、その横の文字の上に「福祉施策と芸術文化交流の拠点」と大きく書かれております。約30年前当時のほかの議会や町の資料にも、町長の言葉として「福祉・文化ホールの建設」でしたり、「各種事業と生涯学習事業とが有機的かつ効果的な連携が保たれるよう、町民の有効活用を促す」などと、明らかに福祉と文化を両立する建物として生まれたことは、少なくとも議員を含む町民に向けられた言葉や文章の上では示されています。

福祉会館ができて10年後に福祉会館条例ができて、そこからは福祉拠点となっております。したがって、都市計画マスタープラン策定の過程にある審議会、説明会で出た異議や質問に対して、設置目的に合わせているという答えは厳密には異なると思われませんが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

当然ながら設置目的、利用状況は確かに議員おっしゃられるとおり文化ホールとして使われることもあると思いますが、建物としては、こちらに記載をさせていただいているとおり、福祉会館は高齢化の進展などに伴い、地域住民の身近な憩いの

場や福祉団体の活動の場としての福祉拠点の形成というところになってございます。

一般の町民説明会でもいただいた質問等にお答えをしたとおり、担当課とも、その後、調整はしましたが、この問題に関して、その言葉に関しては間違っていないとか、目的としては今、現状は福祉会館というところになっておりますので、今回、そのまま記載はさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ここも1つ、言葉のあやみなどところがあるのかもしれないなと思っていました。結論から言いますと、実態としても文化活動には御利用いただいておりますし、御利用いただかなければいろいろな意味で、収支の面だったり地域の活動の活発化だったり、困りますし、今後も福祉会館を文化活動、生涯活動において、ぜひ御利用いただきたいと思っております。

言葉のあやと申し上げましたのは2つありまして、1つは、設置されたときに、これは福祉会館に限った話ではないのですけれども、いろいろな国のお金等も使わせていただいたものと思うのですが、その目的とか。これは、ほかにもありますけれども、対外的には文化活動という表現は使いにくかったり、こういったオフィシャルな計画においては、ちょっとそこら辺は触れにくいような一面と。

もう1つは、これは都市計画マスタープランですので、そういった福祉会館は何のために存在するのとかというお話は、例えば公共施設の個別もしくは総合計画であったり、総合計画とかでも含めて、そこら辺でしっかりと文字においても位置づけていかななくてはいけないなとも思うところでございます。

繰り返しになりますけれども、福祉会館につきましては、ここの文脈上はそういった「文化」という文字はありませんけれども、現実的に、かつ今後も文化活動、生涯学習の活動の場として重要な役割を担っていただきたいと思っておりますし、町としても、指定管理をお願いしている社協とともに、その促進も図っていききたいなどは思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

先ほど来から、これは都市計画なのでみたいところで、実態があつてのやはり計画ですから、計画上、机上の文脈上、こう書いていますけど実態はこうですというところでは、町民への説明がつかないと。それは、非常にそのように思います。

交付金が理由で国との手続で福祉拠点というのは、私もそのように思いました。ですが、当時の町長の思いですね。当時の資料を読めば、どれだけ生涯学習を大事にしていたのか、また文化団体を応援して、町民センターの3階の大会議室だと手

狭だから大きな舞台を用意したという、町の成長を示すような移ろいがあります。当時の資料から58ページを見ると、なので、「芸術文化の拠点」という言葉と「文化団体」という言葉が欠落しています。

計画の中で、こちらの新たな開成町都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標に「コンパクトタウン」という言葉が含まれています。これは、国土交通省も、まちづくりにおいては、これからの時代は公共施設を集約したり転用したりするところ、都市機能の強化を図ることとしている、それがコンパクトシティということです。コンパクト、プラス、ネットワークの推進を掲げているということで、コンパクトタウンという、この計画は国の方針に沿ったものです。掲げている言葉は沿っていながら、その動きについて、町民が文化芸術的活動を楽しむ場所はどこか、町民の声はどこか、そういうところに向き合った姿勢が文章の中には表れていません。

これは、多くの開成町で文化芸術活動をする方々からの切実な声です。改めて町長にお伺いしますが、今後、国が推進し、計画にも目標と掲げているコンパクトタウンに向かうには、58ページの一文を今後の見直しの段階で見直しを検討してもらおうよう、生涯学習課と福祉介護課に協力をして向き合ってほしい。町民の文化芸術的活動の実態や、町を盛り上げてくれている文化団体の以前からの強く強く続く要望に応えることにもつながりますし、元町長の御意向もございます。こうした、30年ほど前になりますが、元町長の御意向など、このようなことを受けて、今後見直しの可能性について改めて伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、誤解されたくないのは、決して文化活動を軽視したりとか前町長の意向を無視しているとかということは、全くないことは分かっていたと思います。そのように受け止められたいのかもしれないのですが、そんな意図は全くありません。申し上げましたとおり、福祉会館は文化活動としても実際に使われておりますし、今後も、ぜひとも使っていただきたいと思っております。

あとは、ここにそのような表現が、計画として載せる、載せるというのは値するかどうかではなくて、そのようなもの、ここに施設の目的を載せる計画なのか、都市計画マスタープランがですね、そこを改めて担当課とも協議させていただいて。

修正が間に合う、間に合わないというのは、今回のことでしょうか。次回ですか。それが今までの感覚ですと8年後から11年後になりますけれども、もし、私がおのとき、この立場にあれば。

あとは、先ほど申し上げたとおり、計画の中身のあるべき論みたいのところですかね。そこら辺も含めて、それは、もちろん考え方は申し上げたとおりなので、そこをいかにこの計画に落とし込むか、落とし込むべきかというところで。

要するに、そこまでこの計画が触れるべきものかというところまで、私もちよっ

と把握していないところがありますので。例えば、ほかの公共施設も同様な位置づけをこの計画の中でしっかりと定義しなければいけないということであれば、もちろん当然見直します。もしくは、ほかの計画で、同様のちゃんとした町の方針というものが町民の皆さんとかにも分かっていたいただけるような内容にも同時に努めていくということは、お約束します。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

見直しについて、前向きな言葉がいただけたと思っています。私は、今、訂正するのが不可能なのかという考えから次の見直しと申し上げましたが、もちろん山神町長の御意向、町の姿勢を示すのであれば、今、この段階で。

しかも、これは町民の声を聞いて、町民が利用されている実態に即してということだけではなく、国のコンパクトタウンの方針に沿ったもので、国の事例を見ますと、一番多いのは小学校が廃校になったので交流拠点にしましたとかですけれども、開成町は成長して行って文化交流拠点が町民センターだけでは足りなくなつたと。そういうことですので、こちらは国に沿った文章にも、コンパクトタウンとうたっているのであれば、ここに即したということを示せますし、可能であれば早く訂正をお願いしたいと思います。改めて御見解を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

あと、テクニカルなことというか、今、どこまで計画が進んだかとか、あと、今まで計画を議会の皆様にお諮り、過去も含めて、審議の過程も含めて、お答えしたいと思います。

担当課長のほうから、実態としてを説明してもらえればと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきます。

開成町第六次総合計画の55ページにあります地域福祉の中では、開成町福祉会館が開成町社会福祉協議会をはじめとする各種地域福祉団体等の活動拠点施設となり、地域福祉の情報共有と連携が図られていますということで福祉会館は位置づけられてございます。ですので、今の現状、都市計画マスタープランは、こちらのところを踏まえながらつくってございますので、当然ながら、こちらを整理しなければ都市計画マスタープランというものが改定できないと思っておりますので、今の使われている内容で、こちらをどうこうという。議員が言われているようにコンパクトタウンを目指しておりますが、その部分に関しましては、しっかりと整合性

を図りながら次回に臨んでいきたいと思っております。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

町長も回答させていただいた後で付け加えさせてもらいたいのですが、ちょっと時間をいただきたいのですが、そもそもマスタープランについては、十分に御承知かと思えますけれども、基本的に法律に基づいて行政区域にとらわれず、まちづくりに関しての整備、開発及び保全をしていくべきところを、まず都市計画区域として定めなさいと。都市計画区域として定めたならば、都計法18条に基づいて、おおむね20年後を目標年次としたまちづくりの基本方針・基本構想を定めなさいという形になっています。その中で、では、マスタープランは何のためになるとなると、大ざっぱという言い方がいいかどうか、大枠的に言えば、民間の建築活動に対しての規制誘導策、これでまちづくりを考えていくということになります。

具体的に言えば、まず、御案内のとおり市街化区域、区域区分の設定というのがある、市街化区域と市街化調整区域という区域があります。皆さん、御存じかと思うのですが。御案内のとおりですけど、基本的には市街化調整区域には建築物を建ててはいけません。建てられませんが基本です。

その後についていけば、用途地域ですとか。で、もっと用途地域には商業地域ですとか近隣商業とか住宅系とかありますけれども、その用途を逸脱した建築物等は建てられない。さらに、その下には地区計画という部分があって、カキ・サクの意匠関係ですとかセットバックですとか、そういったものを定める。いろいろ景観ですとか緑ですとか、そういうもっと下の個別の制度はいろいろありますけれども。

そこで、ちょっと総じた答弁になってしまいますけれども、特に地区計画とかというのは、その権利者のほぼほぼの同意がなければ設定できないことになっています。要は、変なふうに捉えられると、誤解が生じてしまうとちょっとあれですけども、だから、基本的には、手続としては、地区計画というのは、その権利者がまず同意があって、それ以外の方の意見というのは聞かないというか、そういうスタンスではないですけども、あまり手続上。みんながそう言っている、周りの人が。ところが、その土地を持っている人たちが「そんなのは」となったら、それはできない、簡単に言えばそのような形の仕組みになっています。

それで、戻って、さらに今の見直し云々という話になると、これは都市計画法の第6条には、おおむね5年に1回、必ず都市計画に関する基礎調査を行いなさいと。都市マスタープランというのは、基本的には基礎調査に基づいて、これは必ずやらなくてはならないのですけれども、必要があれば見直すという形になっています。ですから、先ほど御案内のとおり、平成8年につくって、今回のマスタープランは、これは初めてつくるわけではないので、それからずっと流れてきた部分についての3回目の見直しですという形です。

蛇足ですけど、もっと言えば、平成8年と言いましたけれども、都計法がそのと

き改正されて、単なる名称変更ではなく内容も若干変わったのですが、それ以前は都市基本計画と言っていました。どこの市・町も、つくらなくてははいけなかった。そういった経緯があって、何が言いたいかという、かなり都市計画の制度が、昭和46年ですかね、始まって、線引きの制度が始まって以来は、ずっと、そういった形で流れてきているわけです。ですから、見直すタイミングというのは、基本的には基礎調査を行って5年に1回。ただ、必ず見直さなくてはいけないということではない。ですから、必然的に見直すスパンというのは、もうお分かりになってくるかなと思います。

それと、これは難しいのですけれども、それが基本ですけど、もう皆さんがおっしゃられた世の中の情勢ですよ。先ほど防災とありましたけれども、今、こんなにあちこちでという言い方が適切かどうか、あれですけども、非常に重大な災害が起きていると。そういったものの部分についても、やはり何か考えていかななくてはいいだろう。ということは、言い直せば、記述は入れておかなければいいだろうとか。あるいは経済情勢ですとか、人口減少ですとか、期だとか、そういったものを見た中で決めていくと。

ですが、これは半分、言い訳にはなりますけれども、そういった地区別の部分についても基本的な方針という形で解釈していただきたい。個別の部分というのは、餅は餅屋があってですけども、例えば、先ほども柏木が説明……。

○議長（山本研一）

副町長、端的な答弁をお願いします。

○副町長（石井 護）

はい。福祉会館については設置条例というのがございまして、その部分については文化云々というのは一切記述がなくて、やはり福祉に関して設置しますという部分ですから、先ほど町長が答弁で言ったとおり、だから、これを頑固にというわけではなくて、変えていくという形になれば、その程度も、あるいは質問された要望というか、その程度もあると思うのですけれども、変えろとすれば、もう条例、設置条例からやはり変えていかないと、基本的な筋としては通っていかない。

ですから、時間、さっき町長がテクニク的なと言いましたけど、時間がかかるだとか、そういう部分があるので、そういったところで総合的に判断して御了承いただければと思います。

○議長（山本研一）

4回目になりますが、発言を許します。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

ありがとうございます。手続上のお話と実態との話になるかと思うのですけれども、当時の町長が今のお話を聞いて、私、気持ちを害するのではないかなと思いました。設置条例は別のことを言っていた、町民に向けてはこう言っていたけどと、そういうところとも取れますので。

なので、私としましては、当初の審議会の委員が非常に強く異議を唱えていた、説明会でも同じような質問が出ていた、当然のように町の文化祭をやっているのにといいところもあります。なので、30年前の資料のことを説明した上で、いただいた御答弁は訂正を今後検討する、今、可能かどうかをちょっと頭をよぎったくらい訂正を検討していただけないという御答弁がいただけましたので、私としては町民の声が反映された結果に今後なれば、もう何よりと思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

67分の36、PDFのページ数でいうと25ページになります。方針の2、魅力ある都市景観をつくるというところで、「本町の玄関口でもある開成駅周辺については」から先、「修景や良好な町並み形成に」というところは2つの目的語が平行になった構文なので、修景というところを主語に取り出して話を進めたいと思うのですが、修景とは都市計画と自然環境を統合して景観を整えるということと出ています。

そうすると、修景にも配慮して、建物の規制、誘導などにより、町の玄関口にふさわしい景観づくりを進めると読み解けるのですが、説明会するときにも今の富士山等が見える環境を維持してほしいという声もありましたが、その中では、説明会ときの回答としては、高度利用はしますという端的な答えがありました。

次ページ、方針の4には、町民の意向も考えながら景観づくりをしていきますよということがあります。どうなのでしょう。この場では情緒的な、現行のいろいろな町民の方の意向に上がっている富士山が見えるような環境は維持してほしいということなのか、それよりも高度利用して駅前に2万人入れるにふさわしい器をつくって、それによって新しい住民をコンパクトシティの利点を生かして呼び込んだほうが町税的にも潤うし、継続的な発展が読み込めるというのであれば、もちろんそれでいいと思っているのですが、現状の町の考え方はどうなのか、いま一重、目指している玄関口の様相も含めて、お答えいただければと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

お言葉の中にありましてとおり、修景に関しましては、意味はそのとおりだと思っております。開成駅のロータリーを降りて富士山が見えるかといったら、見えなやか見るとか、いろいろな議論はあるので、その部分に関してはお話しすることはありませんけれども、降りたときに醸し出している修景を開成町は維持、変

な話ですけど、開成町の魅力としては、そこが重要なところだと思っております。

ですので、高いものを建てる、建てないということではなく、両立しながら、こちらに記載をさせていただいたとおり、駅前空間の修景や良好な町並みの形成をつくって駅前通り線は造って行って、開成町の潤いとにぎわいを創出していくというところが私たちの目的でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

簡潔に答弁させてもらいたいと思います。

○議長（山本研一）

お願いします。

○副町長（石井 護）

マスタープラン、先ほどから申している、マスタープランですから、いわゆる修景という部分はどうかですけれども、基本的に、まちづくりという中でいえば、国、国交省あたりが出している都市計画運用に関する指針等でいえば、法律で決まったものはないのですが、駅の近くですとかの、そういった高度利用を図るべき地区は、人口密度が大体ヘクタール当たり100人以上を目指しなさいというのが望ましいと。それ以外の成熟した市街地であっても、ヘクタール80人が望ましい。さっきのコンパクトシティ等も含めてですね。

ただ、うちでいえば、北部とか農村、田園地域というか、そういう部分についても、最低でもヘクタール60人。ですから、基本的に県の内々、内規的な話ですけれども、新たな市街化区域の拡大を第3地区もやっていますけれども、そこでは計画人口、ヘクタール60人が問われるわけです。それ以下は駄目ですよという形ですので、何が言いたいかというと、駅前についてはヘクタール100人にできるだけ近づけるようなまちづくり。

修景等というのはデザインみたいというか、そういう話ですから、それは建築物を建てることできるところだとか、そういった部分で考えていくという形で御理解をさせていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

私も、決して、どちらがいいということを使うつもりはなく、ただ、4番目に協働で景観もつくっていくのだということがありました。説明会のときは具体的な質問と具体的な回答が出てきたので、その辺を現状の町民の方はどう捉えられるのかなど。

それと、町としては様々なデータを分析した上で、持続的な発展のためにこういう方向だということを示していただければ、真っ当な合意形成の上で目指

すべきものができるのかなと思いましたが、今のような質問をさせていただきました。少しストレートな質問が説明会の際に出ていましたので、そこは、この場において触れるべきかなと思ったので質問した次第です。何か御答弁があればですけど、なければ、それでも結構ですが。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

おっしゃられるとおりの、やはり誰が見ても「ああ、いい町だね」と、駅を降りて、というようなまちづくりを目指していきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

では、私からも簡潔に。

例えば、山下議員が出席していただいた会議での例えば職員の発言とかでもそうなのですけれども、これはとても難しい問題なのですけれども、人間にもいろいろいますし、職員にもいろいろな人がいますし、もちろん議員の皆さんにもいろいろな方がいらっしゃいますし、ましてや町民のニーズは様々で、確かに、そのような発言はあったかもしれないのですけれども、1つのことを表現するときに、ストレートな場合、オブラートに包む場合、もろもろあって、そのときはそのような表現になったのかなと思います。

山下議員の御質問に対しては、おおむね副町長のほうから御説明したとおりでございます。そして、あと、様々、皆さん、お考えがあるというのは、どうしてもこういう議論は、もちろん私もそうなのですけれども、あまりバイアスを持って受け止めていただきたくないのですけれども、両方のお考えの方がいると。富士山が見えなくていいと思っていたという人はいないと思うのですけれども、自然環境というものに対しては様々な御意見があると。これらを含めて合意形成を図っていきながら、まちづくりに邁進していきたいなと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

全体的なところで、ページでいいますと25ページあたりの景観に関しまして、魅力ある都市景観をつくるというところで、これは様々ないろいろなところで景観づくりの説明は出ておりますけれども、方針ということで理解はしますけれども、先ほど同僚議員が質問したように、もう少し分かりやすい感じで、景観づくりというところで、現状の町並みを見た中で現状維持とか、そういった中で説明を景観に対していただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

やはり景観、どれがその方にとっていい景観か悪い景観かという判断は、なかなか今、難しい状況だとは思いますが、やはり開成町が持っているポテンシャルを引き出すためには、しっかりと計画をした中で、町民と対話した中で景観づくりをしていかなければいけないと思っておりますので。景観、こちらの部分で記載をさせていただいたとおり、地区計画による周辺環境と調和した建築物の形態を規制するとか、いろいろな方策を取りながら、町民の皆様が「開成町っていいね」と思っただけのようなまちづくり、そして、それが景観につながればと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。景観づくり、自治体によっては店舗さんの看板の色が違うとか、その辺までの規制をされているところもありますので。でも、また、景観づくりに関しましては、やはり事業者さんとか関係する方とトラブルが発生するというようなお話もちょっとお聞きします。今、課長が答弁されました開成町が望む景観づくりを行っていくに当たって、規制的なものは必要なのか、また、そういう規制的なものが現状でもあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

今、議員おっしゃられたとおり、風致地区とかという部分に関しては建物の保全をしていかなければいけないとかというところで、ある店舗には色みをアースカラー系にまとめたりしている地域もあると思えます。

開成町、今、現状、では、どのようなものがあるかというところであれば、そこまで規制しているところはないですけれども、全体的に今後どのようにしていくかというのは、地区計画とかで駅前通り線も含めて見直し等をしていく必要性があるのではないかというところは考えてはおります。ただ、今、現状、やっているかどうかというところでは、ないかなと思っております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この中、マスタープランの中にも景観法の活用とかというところもありますけれども、私的には景観条例というものも今後考えていってもい

いのかなと思います。今後、今、課長答弁でいただきました。今後、そういう景観条例の制定なんかも視野に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

基本的に、先ほどお話ししたとおり、屋外広告物条例とかは当然ながらございますので、それなりの規制はしているところもございますし、景観的な部分の景観条例、景観移行団体として開成町が近隣の市町村と同じようにしていくかというのは、まだ今、検討段階でございますので、今すぐ景観条例を制定するというところまでは至っていないと思って、今、御回答はさせていただきます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はいかがですか。

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

11番、星野です。

19ページの道路・交通に関する方針の中の方針の2つ目、安全・安心で快適な区画道路や歩行者・自転車空間を整えるということで、その中にも「円滑に移動のできる歩行者、自転車のネットワークを形成する」と書かれておりますが、開成町は昔から平らですので、「自転車の町、開成」ということで、自転車を使った便利な移動手段ということで推してはおりますが、実際には開成町、狭隘の道路が多かったり、町道720号線はそれなりの広さはなく、なおかつ交通量が多いということで、なかなかうまくそれが進んでいないのではないかなと私は思っています。昔からレンタル自転車とか電動自転車も試したことはありましたが、なかなかそれが進んでこなかったのではないかと考えております。

現在では道路交通法の改正で自転車は道路を完璧に通行しなくてはいけないと、そのように変わってきましたので、そのようなことを考えて安全性の担保を考えたところが、これが、このとおりのことができるか。この中で、どのような検討を経て、このような形で示されているのか、その辺を少しお教え願えればと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるとおり、道路交通法が改正されて、自転車の在り方というところは昭和の時代から大分変わってきたと思っております。開成町においても、今後どうすべきかというのは当然ながら議論していかなければいけないと思っておりますが、自・歩道として整備されている区域もみなみ地区とかにもございます。ですので、全体的なバランスを考えた上で、自転車の在り方、歩行者の在り方、ウォーカブルなまちづくりを考えなければいけませんので、今、限定して、こうすべきだとい

うところを都市計画マスタープランでは記載してはございません。

今後の在り方としては、道路管理者、そして防災としっかりと協議した上でつくっていくというところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、星野議員。

○11番（星野洋一）

まだ、そこまでは考えていない、道路管理者のほうということだというお話ですが、本当に実際のところ、自分たちも、私も自転車で道路を走ります。本当に自転車で走っていると危ない。そういうことを考えて、そこのところはやはりしっかりと考えながら進めていただきたい。人身事故が起こってしまったらどうしようもないことなので、その辺をしっかりとやっていただければなと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

答弁はいいですか。

○11番（星野洋一）

答弁は結構です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

PDFのページで33ページ、67分の44のところですがけれども、環境に関する方針というところで、方針の2の一番最後のひし形がついているところ。「関係機関や町民と連携しながら、不法投棄に対する監視、指導体制の強化」ということが書かれておるのですが、新たに例えば賃貸、集合住宅を造るようなところに、その敷地内にごみの集積所があると、近くにある既存の自治会のごみステーションを使ってくれというところがあります。

なかなか自治会への加入率等々を考えると、あまりパッカー車に都度都度止まってもらうのもどうかと思うのですが、管理会社の管理が行き届くということを見ると、敷地内にごみステーションをつくっていただくほうが環境美化には寄与するのかなと思う半面、そういうところで自治会への加入を促すという側面もあるとは思ってまして、この辺の。今、言ったのは、ちょっと個別というか、細かい部分の方針等、あるいは判断基準等が、もし決まっているものがあれば、お示しいただければと思いますが。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

まず、町の開発指導要綱の中に、可燃ごみの関係、不燃ごみの関係、こういった開発をされた場合については設置してほしいということは書いてございます。この基準に基づいて、ある程度求めていくというのですかね、開発協議があった場合については協議を進めてございます。

また、設置をされたものについて、要は、町が管理するのか、しないのかというものについては、開発者さんと町との間で調整していくと。中には、設置したものについては管理をするから、管理会社がそのままやっていくから、町には収集だけしてくれというパターンであったり、いや、それはもう公共施設という形の中で町に引き取ってほしいということで、議員おっしゃられているとおり、それぞれのことによって状況が異なる場合がございます。

対応については、個々の開発される場所、周辺のごみ置場の設置状況等においてケース・バイ・ケース、状況に応じて必要などころについては設置をいただくような形の中で対応を進めてございます。ですので、決して一律に決めているから、では、その数字に基づいてやれということではなくて、場所によっては、より多くのごみ置場が設置されていたりとか、逆に言うと、あふれてしまっているから設置しないと困るというものもございますので、そういう対応をさせていただいておりますというところでございます。

議員おっしゃっている自治体加入との関係という部分では、関係課等も含めた中で、そういったようなことができることがあれば、それはちょっと考えていきたいなと思いますけれども、現時点においては、そういったごみ置場についての対応をしているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

すみません。都市計画のマスタープランでありながら、ややソフト面に寄ったような質問になってしまったのですが、明確にお答えいただけたと思っております。

どうしても、町と業者さんとの間で取決めをされても、そこが自治会に下りるときにスムーズに下りていくかどうかというところもありますので、その、マスタープランの中にもいろいろ「協働」とかという言葉が出てきますので、自治会の意向も、あるいは意向とまでいかなくても、どちらになるかを決定する場に自治会も関与できるような形で進めていただくほうが、後々のハードと、それから住民のコミュニケーションというものがきちんとリンクするのではないかなと思いますので、その辺りのスキームについて何かお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

ごみ置場のいわゆる移管について、自治会の意向がある程度反映できるか、関わったほうがよろしいのではないかという御質問だと思いますけれども、現時点においては、先ほど申し上げたとおり、周辺状況ですとか基準等にも照らし合わせた形の中で個々に対応しているというところがございます。

今日いただいた御意見については、今後、地区の美化委員さんというのですかね、いろいろな関係でごみ置場の管理等について御尽力いただいている方がございますので、そういった方とも意見交換した中で調整していきたいなど。御意見があったことについては、まずは受け止めさせていただくという形でお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

大分時間が経過していますので、質問、答弁は簡潔にお願いします。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

賛成の討論をさせていただきます。

全国的な人口減少という厳しい社会情勢に向き合いながらも、前向きに綿密に、開成町がこれからも成長していく様子が記されていると感じました。加えまして、開成町固有の環境や資源を生かすとして、今後、土地整備事業などの開発が進んでも、箱根外輪山や丹沢山系などの自然景観、また、特に水と緑の潤いがある住環境を全庁的に大事にしていくという意図が計画全体にわたって読み取れました。

計画を通じ、水や潤いできらきらと美しく季節感を感じられる町の様子が想像できました。自然景観の保全についてが開成町固有の環境や資源というところで強調されていました。これだけ全体に係る形で序文のほうで強調されているということで、町が目指すだけでなく、今後誘致する企業等にも理解し守っていただくための方策を講じることが期待できました。

また、農地保全について、本計画の更新を御高齢で農地の保全を心配する農家さんの多くが知らないので、寄り添う姿勢が大事と訴えました。その周知方法、地域に入り込んだ理解の促し方については、今後の課題として今回の結果を受け必要な改善を行っていただきたい、その要望がしっかり伝わったと考えています。

さらに、町の文化祭の芸能発表を実施している福社会館が芸術文化の拠点として計画上は認められておらず、福祉拠点のみという説明会や審議会での町の説明に納得していませんでしたが、今回の質疑を通じ、今後、芸術文化拠点としても見直しをいただけると実現を確信できる御答弁をいただきました。

以上、開成町が成長していくに当たり、開成町を開成町たらしめる譲れない要点についてしっかりと明記され、細部にわたり先を見据えて考えられた計画と理解しました。町民の声を可能な限り受け入れる開成町行政の姿勢も見られました。

以上の理由で、本議案第4号 開成町都市計画マスタープランを策定することについて賛成いたします。

以上です。

○議長（山本研一）

失礼しました。反対討論を確認しませんでしたけど、いらっしゃいませんね。

それでは、討論、ほかにございますでしょうか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第4号 開成町都市計画マスタープランを策定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本2月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時38分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員